

県立体育館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年9月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第16号

県立体育館条例施行規則の一部を改正する規則

県立体育館条例施行規則（昭和42年岩手県規則第51号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表（第5条関係）				別表（第5条関係）			
区 分	単 位	利用料金の上限額		区 分	単 位	利用料金の上限額	
		アマチュアスポーツに使用する 場合	その他の催し に使用する場 合			アマチュアスポーツに使用する 場合	その他の催し に使用する場 合
会議室	[略]		円 <u>660</u>	会議室	[略]		円 <u>670</u>
ステージ	[略]		<u>860</u>	ステージ	[略]		<u>880</u>
選手控室	[略]		<u>460</u>	選手控室	[略]		<u>470</u>
放送設備	[略]		<u>660</u>	放送設備	[略]		<u>670</u>
電光掲示板	[略]	<u>330</u>	<u>660</u>	電光掲示板	[略]	<u>340</u>	<u>670</u>
総合演技台	[略]	<u>1,350</u>	<u>2,660</u>	総合演技台	[略]	<u>1,380</u>	<u>2,710</u>
ピアノ	[略]	<u>530</u>	<u>1,070</u>	ピアノ	[略]	<u>540</u>	<u>1,090</u>
[略]				[略]			
体操用具	[略]	<u>1,090</u>	<u>2,180</u>	体操用具	[略]	<u>1,110</u>	<u>2,220</u>
				新体操用マ ット	<u>1式1時間 までごとに</u>	<u>190</u>	<u>390</u>
バスケット ボール用具	[略]		<u>330</u>	バスケット ボール用具	[略]		<u>340</u>
[略]				[略]			
トランポリ ン	[略]		<u>330</u>	トランポリ ン	[略]		<u>340</u>
レスリング マット	[略]		<u>380</u>	レスリング マット	[略]		<u>390</u>
[略]				[略]			

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。